

千葉県地方創生総合戦略策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 千葉県の地方創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定に当たり、様々な分野の代表や有識者から専門的及び総合的な立場からの意見を幅広く聴くため「千葉県地方創生総合戦略策定懇談会」(以下「懇談会」という。)を設置する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関には当たらない。

(委員の所掌事務)

第2条 懇談会委員は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 総合戦略の策定に当たり、専門的及び総合的な立場から意見を述べること。
- (2) その他、総合戦略の策定に必要な事項。

(組織)

第3条 懇談会は、知事が選任する委員で構成する。

- 2 委員の構成は、別紙1に掲げる者とする。
- 3 懇談会に座長と副座長を置く。
- 4 座長及び副座長は委員の互選により選任する。
- 5 座長は懇談会の議事を進行し、副座長は座長を補佐し座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇談会は、必要に応じて知事が招集する。

- 2 懇談会に欠席する委員は、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

(会議の公開)

第5条 懇談会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、懇談会の決定により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合は、この限りではない。

- (1) 千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)第8条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して審議を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な議事運営等に著しい支障が生ずると認められる場合

(会議公開の方法)

第6条 懇談会の会議の公開は、議場の大きさによりあらかじめ傍聴定員を定め、会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。

- 2 傍聴の受付は、原則として事前申込によるものとする。なお、傍聴希望者が定員を上回った場合は抽選を行い、傍聴人を決定する。
- 3 事前申込で傍聴定員に満たない場合は、当日会場において、当日申込を受付ける。当日申込は、懇談会開会の15分前に締め切り、その際に定員を上回る申込があった場合は、その場で抽選を行い、傍聴人を決定する。
- 4 傍聴者には、会議資料を提供するとともに、会議を公正・円滑に運営するため、「傍聴要領(別紙2)」を交付し、会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議開催の周知)

第7条 懇談会の会議を開催するに当たって、事前に開催日時、会議名、議題、開催場所、問い合わせ先(担当課、連絡先、傍聴定員、傍聴手続方法)を、県ホームページに掲載し、県民への周知を図るものとする。

(会議結果の公開)

第8条 懇談会の会議結果については、懇談会の決定により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合を除き、原則公開とし、会議終了後県ホームページに掲載するものとする。

(庶務)

第9条 懇談会の庶務は、千葉県総合企画部政策企画課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し、必要な事項は知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年5月21日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、総合戦略が策定されたときに、その効力を失う。

千葉県地方創生総合戦略策定懇談会委員名簿

(敬称略・50音順)

	氏 名	所 属
1	あかし よういち 明石 要一	千葉敬愛短期大学 学長
2	いいだ しげゆき 飯田 重行	公益社団法人千葉県観光物産協会 専務理事
3	おおさわ かつのすけ 大澤 克之助	株式会社千葉日報社 常務取締役 総務局長
4	きはら みのる 木原 稔	一般社団法人千葉県商工会議所連合会 専務理事
5	くぼ みわ こ 久保 美和子	社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 副会長
6	こしば しょうじ 小柴 祥司	千葉県市長会 事務局長 千葉県町村会 常務理事
7	こばやし ちか 小林 千佳	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社総務部 企画室長
8	すずき みゆき 鈴木 みゆき	和洋女子大学人文学群 教授
9	たけだ まさじろう 武田 将次郎	千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長
10	たての よしあき 立野 嘉明	株式会社千葉興業銀行 常務執行役員
11	とおよま ひろゆき 遠山 宏幸	株式会社千葉銀行 地域情報部長
12	のうじょう まさる 能城 勝	千葉県農業協同組合中央会 専務理事
13	はなざき こういち 花崎 幸一	一般社団法人千葉県バス協会 専務理事
14	はやしだ ひろし 林田 博史	日本労働組合総連合会千葉県連合会 事務局長
15	ふかや しんすけ 深谷 信介	株式会社博報堂 博報堂ブランドデザイン スマート×都市デザイン研究所 所長
16	ふじさわ くみ 藤沢 久美	シンクタンク・ソフィアバンク 代表
17	まる つぐお 丸 次男	株式会社京葉銀行 常務取締役成長戦略推進部長

千葉県地方創生総合戦略策定懇談会傍聴要領

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方で、事前申込をされた方は、受付を済ませ、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 事前申込による傍聴希望者が定員に達しない場合、当日申込を受け付けます。その際、当日傍聴希望者に用意した座席数を超えた場合は、受付終了後（会議開始の15分前）、抽選により傍聴者を決定します。
- (3) 懇談会が非公開として決定した議事は傍聴することが出来ませんので、傍聴者は事務局の指示に従い退室願います。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、懇談会の座長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。